

防衛省訓令第101号

土地等中間補償の処理に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

土地等中間補償の処理に関する訓令

改正 平成31年 4月26日 防衛省訓令第23号  
改正 令和 2年12月28日 防衛省訓令第67号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 補償手続（第4条－第11条）

第3章 損失補償額の算定等（第12条・第13条）

第4章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（

昭和27年7月4日閣議了解）第30条及び第31条

に定める土地等の中間補償の処理については、この訓令に定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 土地等の中間補償は、提供地域内にあり、かつ、国又は駐留軍の責めに帰すべき理由により損害を受けた次の各号の一に該当する財産について、所有者その他の権利者（以下「所有者等」という。）から損失補償の請求があったときに、土地等の返還を待たず、これを行うものとする。ただし、第2号又は第3号に掲げる財産については、所有者等が現に耕作し、又は利用しているものに限る。

(1) 滅失（焼失、除去、倒壊、枯死等をいう。以下同じ。）した立木竹又は被弾立木竹で返還時までに所有者等の伐採したもの

(2) 滅失し、又は収穫不能となった立毛

(3) 滅失し、又は損傷した独立の建物又は水路、農道、林道、橋梁等の工作物

(4) 土地建物等賃（転）貸借契約書に記載された

財産のうち、滅失した独立物件で駐留軍から返還  
還手続のとられないもの

(損害発生の通知)

第3条 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、前条各号に掲げる財産の被害が発生し、必要あるときは別記第1号様式による損害発生通知書により所有者等に通知しなければならない。

## 第2章 補償手続

(補償申請の手続)

第4条 地方防衛局長等は、第2条各号に掲げる財産の被害について、所有者等から損失補償請求があったときは、別記第2号様式による土地等中間補償申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

(確認調書の作成)

第5条 地方防衛局長等は、前条の規定により申請書を提出させたときは、その内容を調査して補償範囲を定め、別記第3号様式による土地等中間補償確認調書（

以下「確認調書」という。)を作成しなければならない。  
い。

2 確認調書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。

(1) 立木竹については、その損害の範囲を明示した実測図及び位置図

(2) 建物及び工作物については、その損害箇所を明示した実測図

(3) その他補償の範囲を定めるのに必要な書類  
(評価調書の作成)

第6条 地方防衛局長等は、確認調書に基づき、第3章に定めるところにより、別記第4号様式による土地等中間補償評価調書(以下「評価調書」という。)を作成し、損失補償額を算定しなければならない。

(損失補償額の決定)

第7条 地方防衛局長等は、評価調書を作成したとき(次条第2項の規定により指定を受けた事案については、同条第4項の規定による通知を受けたとき)は、必要

に応じ、防衛施設地方審議会に諮問（地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の事務に係る諮問は、各地方防衛局長が行う。）し、損失補償額を決定するものとする。

（協議）

第8条 地方防衛局長等は、特殊異例にわたるものの処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

2 地方防衛局長等は、前項に定めるもののほか、地方協力局長が個別に指定する事案の処理については、地方協力局長に協議しなければならない。

3 前項の規定による協議は、申請書、確認調書、評価調書、契約書案その他損失補償額算定のために必要と認める証拠書類又はそれらの写しを添付の上、別記第5号様式による土地等中間補償協議書によるものとする。

4 地方協力局長は、第2項の規定による協議を受けたときは、その内容を審査し、その結果を別記第6号様式による土地等中間補償額通知書により地方防衛局長

等に通知しなければならない。

(損失補償契約)

第9条 地方防衛局長等は、第7条の規定により損失補償額を決定したときは、別記第7号様式による土地等中間補償契約書（以下「契約書」という。）により補償契約を締結するものとする。

(異議のある場合の処置)

第10条 地方防衛局長等は、所有者等が損失補償額に異議があつて前条の損失補償契約が締結できない場合で、当該損失補償額が地方防衛局長等限りで決定されたものであるときは、関係書類に所有者等の希望条件及び地方防衛局長等の意見を付して地方協力局長に協議しなければならない。

2 第8条第3項及び同条第4項の規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 地方防衛局長等は、所有者等が損失補償額に異議があつて損失補償契約が締結できない場合で、当該損失補償額が第8条又は第1項の規定による協議の結果決

定されたものであるときは、必要に応じ、所有者等に別記第8号様式による土地等中間補償額再審査要求書（以下「再審査要求書」という。）を提出させるものとする。

4 地方防衛局長等は、前項の規定により再審査要求書を提出させたときは、改めて書類審査又は実地調査をし、損失補償額に修正の必要を認めたときは、再審査要求書及び申請書、確認調書、評価調書、契約書その他関係書類又はそれらの写しに地方防衛局長等の意見を付して防衛大臣に送付しなければならない。

5 防衛大臣は、前項の再審査要求書等を受理したときは、その内容を審査し、損失補償額を決定し、地方防衛局長等に通知する。

6 地方防衛局長等は、前項の通知を受けたときは、再審査を要求した者に通知した後、補償契約を締結するものとする。

（補償台帳の作成等）

第11条 地方防衛局長等は、土地等の中間補償を処理

したときは、契約書の写しを当該土地建物等賃（転）貸借契約書に添付するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した土地等中間補償台帳を作成するものとする。

- (1) 所有者等の住所及び氏名
- (2) 施設名及び施設番号
- (3) 提供面積
- (4) 損害を受けた土地等の種類及び数量
- (5) 補償金額
- (6) 単価
- (7) 補償年月日
- (8) その他参考となる事項

2 地方防衛局長等は、立木竹の中間補償を処理したときは、その補償地域を明示した図面を作成するとともに、必要と認めた補償地域に標識、くい等を立てるものとする。

### 第3章 損失補償額の算定等

(損失補償額の算定)

第 1 2 条 損失補償額は、次の各号に掲げるところにより算定した額とする。

(1) 立木竹及び立毛については、別に定めるところにより算定した額

(2) 建物及び水路、農道、林道、橋梁等の工作物については、返還財産の処理に関する規定に準じて算定した額

(損失補償額の算定期間)

第 1 3 条 損失補償額の算定期間は、次の各号に定めるときとする。

(1) 第 2 条第 1 号に掲げる財産のうち、滅失した立木竹については滅失したとき、被弾した立木竹については所有者等が伐採したとき。

(2) 第 2 条第 2 号に掲げる財産については、滅失し、又は収穫不能となったとき。

(3) 第 2 条第 3 号に掲げる財産については、滅失し、又は損傷したとき。

(4) 第 2 条第 4 号に掲げる財産については、滅失

したとき。

- (5) 前各号に定める算定時期の不明確なものについては、客観的な調査資料により地方防衛局長等が認定したとき。

#### 第4章 雑則

(委任規定)

第14条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日省訓第23号）

- 1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ・ (2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
防衛支局長

損 害 発 生 通 知 書

駐留軍の使用に供するため貴殿との間に賃貸借又は転貸借をしている下記財産が  
したので通知します。

なお、この損失につき土地等の返還前に補償を希望される場合には、別添の土地等  
中間補償申請書により請求願います。

記

- 1 財産の種類
- 2 所在地
- 3 被害の概要
- 4 その他

添付書類：土地等中間補償申請書

別記第2号様式（第4条関係）

土地等中間補償申請書

令和 年 月 日

防衛局長  
防衛支局長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

所在駐留軍使用の が下記のとおり損害を受けたので、損失金額を土地等の返還前に補償されたく申請する。

記

使用年月日		F A C No.		契約年月日 及び番号	
所在地					
所有者等住所氏名					
損害を受けた財産 の種類		数量		申請額	
損害発生の時期					
申請の理由					
その他参考事項					

別記第3号様式（第5条関係）

土地等中間補償確認調書

駐留軍に提供中の 所在の に損害が発生したので、所有者等立会いの上、下記及び別紙のとおり土地等中間補償確認調書を作成する。

令和 年 月 日

所有者等 住 所

氏 名

防衛局長

防衛支局長

氏 名

調書作成者

所属官職 氏 名

記

所在地及び 施設名		使用年月日及び F A C No.	
契約年月日		損害発生年月日	
所有者等 住所氏名			
損害を受けた 土地等の種類		損害を受けた 土地等の数量	
土地等の 使用条件			
損害の状況 〔損害発生の 原因〕			
被害数量の確認 方法及びその根 拠の詳細			
被害時期確認の 説明			

注：1 立木竹については、別紙1、2及び3を作成すること。

2 立毛については、別紙4を作成すること。

3 建物及び工作物については、別紙5を作成すること。

(別紙1)

立木補償確認調書  
(伐期以上の用材及び薪炭材)

令和 年 月 日  
調書作成者 所属 氏名  
官職

所有者 住所氏名	所在地							F A C No.	調査年月日										
	用途別	面積 (実測)	樹種	樹 (林) 齢	損 害 発 生 の時期	適 正 伐期齢	本数	滅失 本数	被害 面積	幹 損害数量 (m <sup>3</sup> )	枝条部 損害数量 (m <sup>3</sup> )	台 本 1 ha当 たり数量 (m <sup>3</sup> )	滅失 面積	残材価値 用薪別	数量 (m <sup>3</sup> )	最寄市 場価格	運搬の種類		備 考
小運搬	運搬																		

- 注：1 備考欄に、最寄市場名及び被害地から発駅までの距離を記入すること。  
2 竹林の場合は、本確認書に準じて作成すること。  
3 本調書には、別紙として樹種、樹高、胸高直径、本数及び数量 (m<sup>3</sup>) を記入した標準地調査表を作成の上添付すること。

(別紙2)

立 木 補 償 確 認 調 書  
(幼齡樹及び伐期未満の薪炭材)

令和 年 月 日  
調書作成者 所属 氏名  
官職

所有者 住所氏名				所有者			F A C No.				
							調査年月日				
面積 (実測)	樹種	樹(林)齢	損害発生 の時期	適 正 伐期齢	本 数	滅失本数	被害面積	残材価値	1 ha当 たり固定資 産税	最 寄 市 場 価 格 ( 苗 木 価 格 )	備 考

- 注：1 備考欄に、最寄市場名及び被害地から発駅までの距離を記入すること。  
2 本調書には、別紙として樹種、樹高、胸高直径、本数、m<sup>3</sup>当たり数量及び数量(m<sup>3</sup>)を記入した標準地調査表を作成の上添付すること。

(別紙3)

永 年 生 作 物 補 償 確 認 調 書  
(果 樹、桑 樹、茶 樹 等)

令和 年 月 日  
調書作成者 所属 官職  
氏 名

園地の所在地	所有者の住所氏名	関係人住所氏名	幼齡樹 壯齡樹 老齡樹 別	樹種	樹齡	面積	損害発生 の時期	将来の 効用年数	平均収入 見込額	投下経費								平均 収益	滅失 面積	残材 価格	備 考
										地 代	肥 料 代	薬 剂 費	労 務 費	農 具 代	役 畜 費	公 租 公 課	施 設 費				

- 注：1 平均収入見込額及び平均収益は、壯齡樹又は老齡樹のものについて調査記入すること。  
2 投下経費は、幼齡樹の場合においては、滅失時期までに毎年投下した経費を年度ごとに記入すること。  
3 収益及び経費の内容を証する資料があればそれを添付すること。  
4 竹林（根茎）については、本調書に記入すること。

立 毛 補 償 確 認 調 書

令和 年 月 日  
調書作成者 所属 官職  
氏 名

耕作者 氏 名	地番	地目	農地の 種 類	作物種類	作付面積	種まき 時 期	収穫の 時 期	損害発生 時期及び 生育割合	予 想 収穫量	損害を受 けた面積	生産者 価 格	損 害 発 生 時 以 降 の 農 業 経 営 費	備 考

注：永年生作物の果実、竹林のたけのこの損失については、本調書に記入すること。

官公署認定作物別農業所得調書

令和 年 月 日  
 調書作成者 所属 官職  
 氏 名

調査 官公署名	年度別	作物種別	10a 当 り収穫量	単価	粗 収 入	農業経営費	農業所得	損害発生時 以降の 農業経営費	生産者価格	備 考

- 注：1 本調書記載事項についての証明書類があれば添付すること。  
 2 農業経営費及び損害発生時以降の農業経営費の明細書を添付すること。

建物工作物補償確認調書

令和 年 月 日

調書作成者 所属 官職

氏 名

建物工作物の名称		完 成 年月日		損害発生 の 時 期	
駐留軍の使用条件 及び所有者等の利 用状況			損害発生 の 原 因		
損害の状況（損害 の箇所、修理を要 する箇所等）					
その他参考となる 事項					

注： 本調書には、当該建物工作物の実測図面にその損害の箇所等を色別記入したものを添付すること。

別記第4号様式（第6条関係）

土地等中間補償評価調書

F A C No.

施設名：

評価額：

地区別	補償項目	数量	補償額	備考

- 注：1 立木竹については、別紙1を作成し、最寄市場価格又は山渡し価格、根拠を別紙（様式任意）として添付すること。
- 2 立毛については、別紙2を作成すること。
- 3 建物及び水路、農道、林道、橋梁等の工作物については、別紙3を作成すること。

立木竹補償評価調書

所在地		施設の名称		F A C No.			
提供年月日		損害発生の時 期		算定年月日			
所有者等氏名	対象面積	樹種	数量	立木竹価額	残材価格	補償額	備考

注：竹木及び永年生作物については、  
防衛局長  
防衛支局長が定めた様式により評価資料を添付すること。



立 木 評 価 資 料  
逆算方式によるm<sup>3</sup>当たり立木価格算出

最寄市場名	規 格	最寄市場価格 (A)	算 定 率 (1 + n p)	事 業 費 (B)	利 用 率 (F)	m <sup>3</sup> 当たり 立木価格(X)	備 考

事 業 費 内 訳

用 材 (m <sup>3</sup> 当たり)					薪 材 (束当たり)					木 炭 (1 俵当たり)	
種 別	歩掛	数量	単価	金 額	種 別	歩掛	数量	単価	金 額	種 別	
伐 木 造 材					伐 木 造 材					製 炭 費	
集材 (木寄)					集材 (木寄)					木炭窯償却費	
小 運 搬					小 割 結 束					包 装 資 材 費	
運 搬					小 運 搬					小 運 搬 費	
そ の 他					運 搬					運 搬 費	
雑 費					そ の 他					そ の 他	
計					雑 費					雑 費	
					計					計	

立 木 評 価 資 料  
(樹種別植栽功程表)

樹種 年度				
	功 程	数 量	単 価	金 額
1 年 目				
2 年 目				
3 年 目				
4 年 目				
5 年 目				
6 年 目				
7 年 目				
8 年 目				
9 年 目				
10 年 目				
11 年 目				
~~~~~				
16年目以降 毎年（管理 費だけとな ってから）				

立 木 評 価 資 料

(a) 炭林の伐期収入見込額

樹 種		1 ha当 たり材積	m <sup>3</sup> 当 たり単 価	金 額	各伐期間の経費	純収益
（人工造林を行うもの）	R 1					
	R 2					
	R 3					
	R 4					
	R 1					
	R 2					
	R 3					
	R 4					
（萌芽更新によるもの）						

立 木 評 価 資 料

(b) 薪炭林の各伐期間の経費

年 度	金 額 (A)	摘 要	算定率 (1 + P) m	複 利 合 計 A (1 + P) m
合 計				

立木評価資料  
(造林等の経費の分類)

年度	樹種		樹種	
	金額	分類	金額	分類
初年度の経費の 合計額 (1 ha当たり)				
2年度～15年度 の合計額 (1 ha当たり)				
16年度以降の 合計額 (1 ha当たり)				

立木評価資料  
(収益率の決定)

年度	樹種		樹種	
	金額	分類	金額	分類
分 類				
伐期最低林齢の 立木価額 (1 ha当たり)				
収 益 率				



立 木 評 価 資 料  
(薪炭立木の台木価格算定)

樹 齢	林 齢	耐用年数	伐 期	各伐期までの到達年数						各伐期の純収益見込額						台 木 価 額 (1 haあたり) A m
				n <sup>1</sup>	n <sup>2</sup>	n <sup>3</sup>	n <sup>4</sup>	n <sup>5</sup>	n <sup>6</sup>	R <sup>1</sup>	R <sup>2</sup>	R <sup>3</sup>	R <sup>4</sup>	R <sup>5</sup>	R <sup>6</sup>	

(萌芽更新による薪炭林)

樹 種	伐 期	算 定 率	台 木 価 額 (1 haあたり)

立毛補償評価調書

所在地	耕作者氏名	損害を受けた面積		作物種類	種まき期 及び 定植期	損害発生 時期	損害時の 生育割合	補償額		備考
		農地の種類	面積					m <sup>2</sup> 当たり 単価	金額	

注：本調書には、立毛補償評価資料（様式は、  
防衛局長が定めたものによる。）を添付すること。  
防衛支局長

建 物 工 作 物 補 償 評 価 調 書  
(水路、農道、林道、橋梁等)

所在地及び建物工作物の名称  
所 有 者 名  
損害発生の時期

種 別	構造又は 規 格	損害を受けた 数 量	修理復旧を 要する数量	修 理 復 旧 に 要 す る 工 事 費					発生材価額	補 償 額	備 考
				材料費	労務費	運搬費	雑費	計			

注： 本調書には、建物工作物補償評価資料（様式は、返還財産の処理に関する規定に定めるところに準じたものによる。）を添付すること。

地方協力局長 殿

防衛局長  
防衛支局長

土地等中間補償協議書

下記土地等中間補償額算定について、土地等中間補償の処理に関する訓令第8条第2項の規定により別添関係書類を添えて協議する。

記

所有者等住所氏名			
土地等所在地			
契約年月日		F A C No.	
土地等の表示			
防衛局 防衛支局 査定額			
その他参考事項			

注：第10条第1項の規定による協議のときは、「第8条第2項」を「第10条第1項」に改めること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
防衛支局長 殿

地方協力局長

土地等中間補償額通知書

参照：

上記参照文書により協議のあった土地等中間補償額は、下記査定金額の範囲内で決定されたい。

記

- 1 査定金額 ￥
- 2 増減額理由

土地等中間補償契約書

アメリカ合衆国の軍隊の土地等の使用中に生じた下記財産の損失につき  
を甲とし国を乙とし、甲乙間において下記条項により補償契約を締結する。

第1条 乙は、「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」（昭和27年7月4  
日閣議了解）に基づき算定した下記項目の損失補償金額を甲に支払う。

項目	補償金額	円
ただし、発生場所		
時期		
数量		

第2条 乙は、前条の補償金額を甲の支払請求があった後30日以内に乙の指定する  
場所において甲に支払う。

2 乙は、30日以内に補償金額を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止  
等に関する法律（昭和24年法律第256号）の支払遅延利息を甲に支払うものとする。

3 前項の遅延利息は、同法に基づき財務省告示の定める利率による。

第3条 この契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

第4条 甲は、第1条の補償金額を受領の上は、同条の補償項目に関し、将来にお  
いて一切補償の請求をしない。

本契約を証するため契約書2通を作成し、各記名押印の上、甲乙各1通を保有す  
る。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名 (印)

乙 国  
支出負担行為担当官  
官 職  
氏 名 (印)

別記第8号様式（第10条関係）

土地等中間補償額再審査要求書

令和 年 月 日

防衛局長  
防衛支局長 殿

再審査要求者の住所、氏名

令和 年 月 日付け 号をもって通知された下記土地等の中間補償額は、少額に失すると思われるので再審査を要求する。

記

- 1 使用年月日及びF A C No.
- 2 契約年月日及び契約番号
- 3 所 在 地
- 4 損害を受けた土地等の種類
- 5 通知された補償額
- 6 希 望 す る 補 償 額
- 7 再審査を要求する理由
- 8 その他参考となる事項